

廿日市市マンション管理計画の認定等の手続に関する要綱

令和 7 年 3 月 2 1 日

告示第 3 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。)の規定により廿日市市長が行うマンションの管理に関する計画の認定等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第 2 条第 4 号に規定する者をいう。
- (2) 管理組合 法第 2 条第 3 号に規定する法人をいう。
- (3) 管理計画 法第 5 条の 3 第 1 項に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (4) 認定管理者等 法第 5 条の 5 に規定する者をいう。
- (5) 認定管理計画 法第 5 条の 8 に規定する管理計画をいう。
- (6) 管理計画認定マンション 法第 5 条の 8 に規定するマンションをいう。
- (7) センター 法第 9 1 条に規定するマンション管理適正化推進センターとして指定を受けた公益財団法人マンション管理センターをいう。

(認定の申請)

第 3 条 管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、申請書(法第 5 条の 3 第 1 項の規定による認定の申請にあつてはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 0 号。以下「省令」という。)別記様式第 1 号、法第 5 条の 6 第 1 項の規定による認定の更新の申請にあつては省令別記様式第 1 号の 3)に省令第 1 条の 2 第 1 項各号に定める書類(以下「添付書類」という。)を添付した正本及び副本により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターが発行する法第5条の4に掲げる基準に適合することを証する書面を添えて申請をする場合は、申請書の副本の提出を要しない。

3 市長は、法第5条の4の規定に基づき管理計画の認定をしたときは、認定通知書(法第5条の3第1項の規定による認定の申請にあつては省令別記様式第1号の2、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請にあつては省令別記様式第1号の4)に第1項の申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。ただし、前項に規定する申請があつた場合は、申請書の副本を添えることを要しない。

(認定管理計画の変更)

第4条 認定管理者等は、法第5条の7第1項に規定する変更をしようとするときは、変更申請書(省令別記様式第1号の5)に添付書類のうち変更に係るものを添付した正本及び副本により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請について認定をしたときは、変更認定通知書(省令別記様式第1号の6)に前項の変更申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、前2条に規定する申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第2号)に申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。ただし、第3条第2項に規定する申請があつた場合は、申請書の副本を添えることを要しない。

(軽微な変更)

第6条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(別記様式第3号)の正本及び副本により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の軽微な変更届を受理した場合は、届け出た者に副本を返還するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第3条又は第4条に規定する申請をした者は、市長が当該計画の認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記様式第4号)の正本及び副本により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取下届を受理した場合は、届け出た者に副本を返還するものとする。

(管理の取りやめ)

第8条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号に規定する認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(別記様式第5号)に認定通知書又は変更認定通知書を添付した正本及び副本により、市長に申し出なければならない。

(報告書の提出)

第9条 法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況の報告を求められた認定管理者等は、管理計画認定マンション管理状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 認定管理者等は、前項に規定する報告をするときは、報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第10条 市長は、法第5条の9に規定する改善命令は、改善命令書(別記様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消した場合は、認定取消通知書(別記様式第8号)により、認定管理者等であった者に通知するものとする。

(管理計画認定マンションの公表)

第12条 管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等が当該申請を行う際に、認定を受けた際に認定を受けたことを公表することに同意した場合は、市長は管理計画認定マンションの名称及び所在地等を公

表することができる。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。